

天草市アピランスケア推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市におけるがん患者やその他の疾病患者（以下、「がん患者等」という。）の外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等（以下、「用具」という。）の購入費用に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、がん治療等に伴い外見の変化が生じたがん患者等が、治療と学業や仕事等との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持することができるよう、外見の変化を補完する用具の購入費用の一部を助成することにより、経済的及び心理的負担を軽減し、がん患者等の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日において、本市の住民基本台帳に住民登録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) がん治療や先天的疾患、事故、がん以外の疾病に伴う脱毛や手術などにより欠損した身体の見た目を補完するための用具を購入していること。
- (4) 他の法令等に基づく同種の助成等を受けていないこと。
- (5) 天草市暴力団排除条例（平成24年天草市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員でない又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、次の表に定める用具の購入費に要した額とする。

区分	助成の対象となる用具
ウィッグ等	ウィッグ（医療用以外を含む）、装着用ネット、毛付き帽子ほか、市長が認めるもの
胸部補整具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房ほか、市長が認めるもの
胸部以外のエピテーゼ	顔、鼻、耳、指等

- 2 購入額は、消費税額及び地方消費税額を含み、対象者が購入に当たり実際に支払った額とする。ただし、付属品及びケア用品（クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタ

ンド、商品を保管する容器等)、購入のために要した送料及び交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等に係る費用、サイズ 調整、カット代又はセットに係る費用は対象外とする。

- 3 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象者1人につき助成対象経費に2分の1を乗じた額と20,000円(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)のいずれか少ない方の額とする。

- 2 助成金の交付申請及び受領は、区分ごとに対象者1人につき1回限りとする。

(申請者)

第6条 助成金の交付申請及び助成金の受領(以下「申請等」という。)を行う者(以下「申請者」という。)は、原則として第3条に定める助成対象者とし、対象者がやむを得ない理由で自ら申請等を行うことができないときは、委任状(様式第2号)を添えて、代理人によりその申請をすることができる。ただし、対象者が18歳未満の場合、申請者はその法定代理人とする。

- 2 前項の法定代理人は、第3条第2号及び第5号の要件を満たしていなければならない。

(助成金の申請)

第7条 申請者は、天草市アピアランスケア推進事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下、「申請書兼請求書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象者の本人確認書類(代理人が申請者となる場合は、当該代理人の本人確認書類を含む。)

(2) がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書など、がん治療(手術、薬物治療、放射線療法等)を受けたこと又は受けていることが確認できる書類の写し、もしくは先天的疾患や事故等により脱毛等の診断を受けていることが確認できる書類の写し

(3) 用具の購入に係る領収書の写し及びその明細書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請書兼請求書の提出期限は、用具を購入した日(複数の用具がある場合は、最初に用具を購入した日)の翌日から起算して1年以内とする。

(助成金の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、天草市アピアランスケア推進事業助成金交付決定通知書(第3号様式。以下、「交付決定通知書」という。)、補助金を交付しない決定をしたときは、天草市アピアランスケア推

進事業助成金交付不承認通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前条の申請書類に記載された内容について審査するために、住民基本台帳情報を閲覧するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。

（補助金の交付）

- 第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知したときは、速やかに申請者の指定する口座へ振込みの方法により交付するものとする。

（交付決定の取り消し及び返還）

- 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、天草市アピアランスケア推進事業交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとするものとし、既に助成金が交付されているときは、当該交付を受けた対象者に対し返還を命ずるものとする。

（関係台帳の整備）

- 第11条 市長は、助成金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、天草市アピアランスケア推進事業助成金台帳（様式第6号）を備え、必要な事項を記載しておくこととする。

（個人情報の取扱い等）

- 第12条 市は、個人情報の取扱いに留意するとともに申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

（事業の周知）

- 第13条 市は、広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

（その他）

- 第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行し、令和6年4月1日以降に購入した用具の購入費用について適用する。